

アールイー・パートナーズ株式会社「(仮称)えりも風力発電事業環境影響評価方法書」に係る審査書

電気事業法第46条の5の規定に基づき、平成31年2月6日付けでアールイー・パートナーズ株式会社より届出された「(仮称)えりも風力発電事業環境影響評価方法書」の審査書(発電所の環境影響評価に係る環境審査要領1.(2)⑤)は以下のとおり。

1. 環境審査

- (1) 方法書についての意見の概要及び事業者の見解 * 平成31年4月8日
- (2) 北海道知事意見 * 令和元年6月6日
- (3) 環境審査顧問会風力部会(第10回)
* 令和元年7月18日

①補足説明資料

②環境審査顧問会での主な指摘事項及び事業者対応方針

顧問の指摘	事業者の対応方針
・渡り鳥の調査地点が対象事業実施区域内のみになっているが、主要ルートの把握のために対象事業実施区域外にも調査地点を設けること。	・調査地点は現地の状況や出現状況により、適宜変更を行ってまいります。
・予測評価のフロー図にかかれているように、生態系の予測評価で改変率を使った予測評価はしないこと。	・予測評価は改変率ではなく、予測対象種の生態的特徴及び現地調査による確認状況などを踏まえながら行ってまいります。
・樹林環境と牧草地に分かれているので、生態系の注目種はふたつの環境に対する種を選定すること。	・生態系の注目種については、上位性、典型性について再検討します。その過程で、複数種を選定することについても検討します。
・実施区域は住居から500mの離隔を取っているが、なぜ500mなのかを整理しておくこと。また、4,000kW級であれば風車の配置変更の際にもっと余裕をもつこと。	・「風力発電施設に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会報告書(資料編)」(環境省総合環境政策局、平成23年)によると、0~500m未満の距離で苦情宅数が過半数を占めており、風力発電機と配慮施設や住宅との距離を500m以上確保していることはひとつの目安になると考えております。今後は可能な限り風力発電機との離隔を500m以上とるように努めます。

(1)～(3)の資料については、下記 URL を参照。

http://www.meti.go.jp/shingikai/safety_security/kankyo_shinsa/furyoku/index.html

2. 大臣勧告

特定対象事業に係る環境の保全についての適正な配慮がなされるよう、北海道知事の意見を勘案するとともに、意見の概要及び当該意見についての事業者の見解に配慮し、また、環境審査顧問会風力部会等の意見を踏まえ、別添のとおり勧告を行う。